

広瀬川

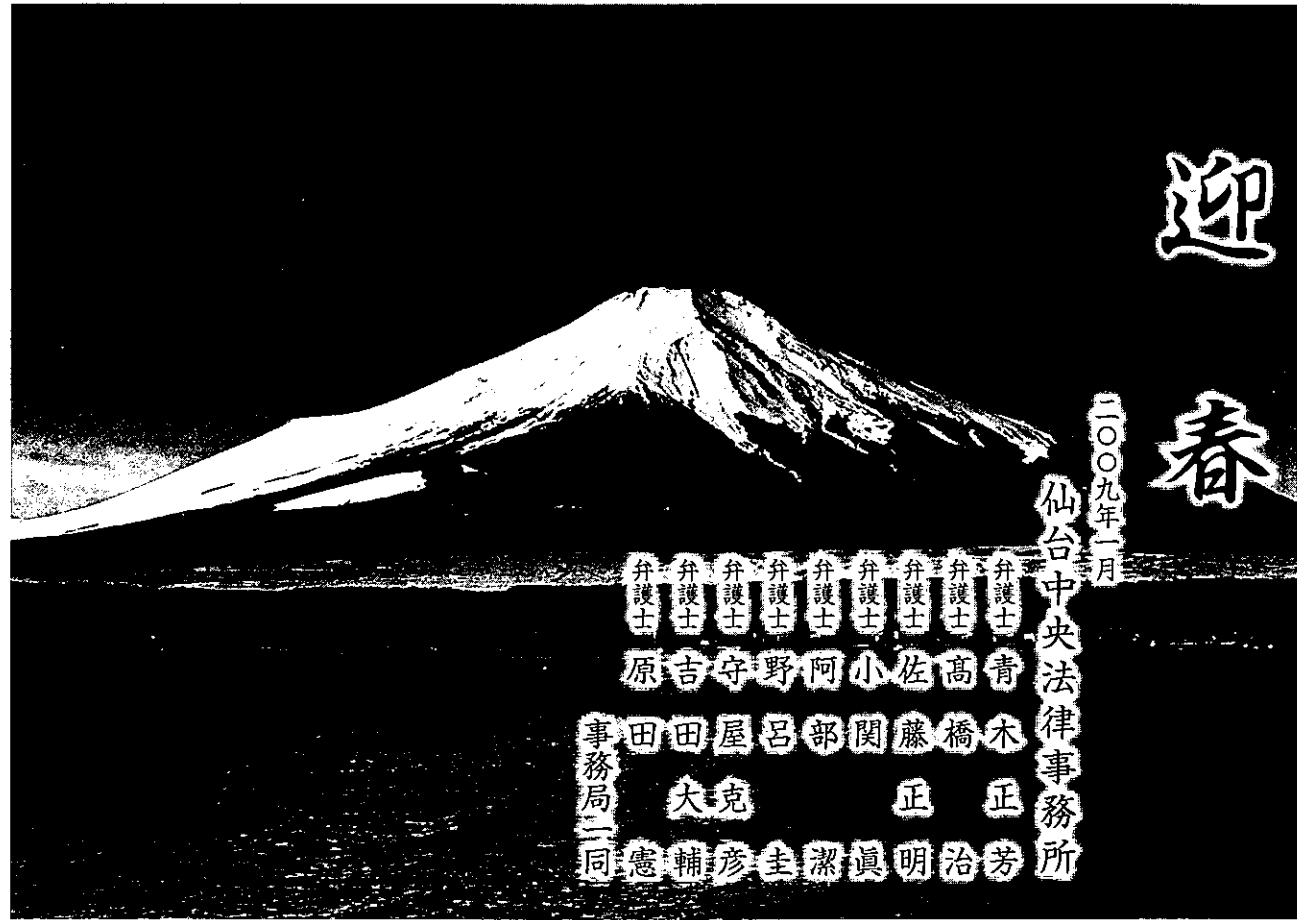
仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

〒980-0803
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
肴町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)
FAX (022) 227-2294



撮影・加藤久良

かじか

明けて二〇〇九年となりました。必ずしもお祝い気分になれない世情ですが、新しい年を迎え、せめて気分は一新したいものです▼総理大臣の発言がひんしゆくを買っている。「KY」を「漢字が読めない」という意味で使うこともあるやに聞く。漫画ばかりを読むだけでは、教養も品性も涵養できないのだから、苦しい生活をしている市民の現状も想像できないのだから▼教養の不足。これは巷間言われる「おバカ」とは異なる。後者は「もの知らず」の意味で言われているのだから▼漫画の芸術性、情報伝達力自体を否定するつもりはない。筆者も漫画はよく読む。ただ、映像が与えられている漫画では想像力は養えないのではないかと思っている。想像力を養うには読書、特に古典をひもとく必要があるのではないかと。折しも、ドストエフスキーが若い人たちに人気らしい。新年にあたり、思い切った古典の名著に挑戦するのも一つでは▼想像力は大切だ。それによって他の人の生活に思いを寄せることができる。私たちは、生活に苦しんでいる人たち、パレスチナ・ガザでイスラエルの侵略を受けている人たちの現在に思いをはせなければならない。

オンブズマン報告

平成一七年度政務調査費訴訟完全勝訴

弁護士 原田 憲

仙台市民オンブズマンは、行政や議会の違法支出の実態に迫り、その是正を求めております。ここでは、最近の成果についてご紹介いたします。

宮城県議会の会派ないし議員に支給された、平成一七年度の政務調査費をめぐる裁判について、平成二〇年一月一日、仙台地方裁判所第二民事部は、仙台市民オンブズマンの主張を全て認め、政務調査費として支給された八八三〇万円の返還を命ずる判決を下しました。

政務調査費の県内旅費に関する規定は、簡便計算方法として、移動距離区分に応じて、一日七〇〇〇円から二万二〇〇〇円の支給を認めています。その算定方法は、定額部分四〇〇〇円に一kmにつき九〇円の手賃を加算するというものです。

交通実費を支給すれば足りるところを、議員が一km移動しただけでも七〇〇〇円が支給されるわけですから、このような支給が実費とかけ離れた過大な支出であることは明らかです。定額四〇〇〇円部分について合理的な根拠はなく、車賃九〇円という基準も実費という要素を全く考慮していません。なお、宮城県以外の都道府県では、一kmにつき一八円から三七円の範囲で支給しており、九〇円という宮城県の基準は常軌を逸しているといわざるをえません。

この判決は、宮城県知事は公金の適正な執行をなすべき立場を無視し、県議会への迎合を優先して控訴しております。解決の引き延ばし、宮城県の真の利益、私たち住民の利益を蔑ろにするものといわざるを得ません。

議員のお手盛りにより定められた水増しの支給基準について、判決は、合理性を欠く「実費の概念からかけ離れた」基準そのものが違法であると述べております。私たち市民の常識にあった正当な判断です。

この判決に対して、宮城県知事は公金の適正な執行をなすべき立場を無視し、県議会への迎合を優先して控訴しております。解決の引き延ばし、宮城県の真の利益、私たち住民の利益を蔑ろにするものといわざるを得ません。

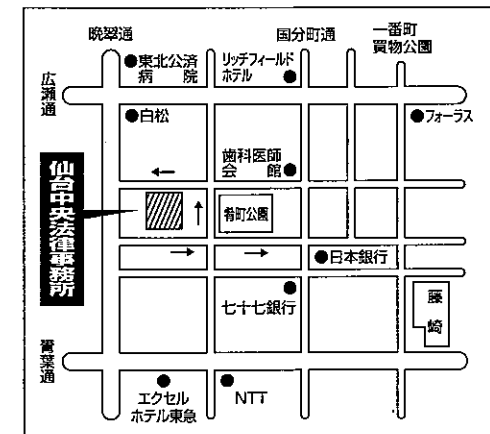
ホームページ公開しました。
アドレスは、
<http://www.s-chuho.com/>



《相談日》

- 2月 6日(金)、16日(月)、26日(木)
- 3月 6日(金)、16日(月)、26日(木)
- 4月 6日(月)、16日(木)、27日(月)
- 5月15日(金)、26日(火)
- 6月 8日(月)、16日(火)、26日(金)
- 7月 6日(月)、16日(木)、27日(月)

《相談料》 30分 5,000円
《連絡先》 022 (227) 2291



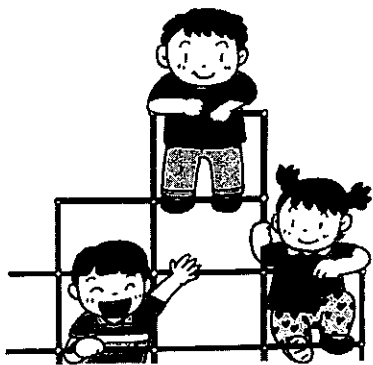
法律相談のご案内

当事務所では左記のとおり相談日を設けております。
今年(前半)予定している相談日は次のとおりです。

相談は予約制となっておりますので、事前に電話にてご予約下さい。

公立保育所廃止は 仙台市の責任放棄

弁護士 野呂 圭



仙台市の待機児童数（認可保育所への入所を希望しても入れない児童数）は、二〇〇八年一月一日現在で二三九八人もおり、全国でワーストです。にもかかわらず、仙台市は同年一月議会会で、仙台市立原町保育所及び大野田保育所を廃止する条例改正をし、今ある両保育所は私立（社会福祉法人）に移管することとしました。

誰しもが真っ先に疑問に思うのは、待機児童数が全国最多であるのに何故公立保育所を廃止するのか、という点です。児童福祉法二四条は市町村に保育の提供義務を定めています。従って、保育の実施責任は第一次的には市町村にあります。公立保育所数が不十分な現状では私立保育所の重要性は増しますが、だからと言って私立保育所が新しくできるのだから公立保育所を廃止して良いという理屈にはなりません。仙台市

の行為は責任放棄としか言いようがありません。

仙台市は、老朽化した保育所の建替費用と仙台市の財政状況を考慮すると、私立に移管した方が合理的であるなどと弁明しています。つまり、コスト削減です。しかし、子どもの教育・生活環境より市のコスト削減を優先させることは市のあるべき姿勢とは言えません。また、建替費用を削減するより先に削減するべき無駄な支出があるのではないのでしょうか。仙台市長等のタクシークケット問題、市議会の政務調査費、海外視察費、費用弁償等を抜本的に見直すだけでも大分違うと思います。

市町村が保育実施責任を放棄すれば、次に出てくるのは「自己責任」です。既に介護保険で顕在化しているように、保育もサービスに応じた応益負担となり、保護者の経済格差が子どもにも及んでくる可能性が大了。また、事業者は経営を維持するために人件費を抑制するかもしれない。そうなってくると、保育士等現場で働く方々に十分な労働条件が保障されなくなる可能性もあります。市町村にはこういう状態が生まれないよう施策を実施する責任があります。

二〇〇八年一月九日に開催された市民集會では、保育や福祉の専門



家等が呼びかけ人になった「仙台市公立保育所の廃止・民営化に関するアピール」待機児童解消のためには保育所の増設が必要ですよ」が採択されました。このアピールでは、「私たちおとなは、子どもの笑顔に後押しされながら感動と勇気をもらって毎日を生活しています。子どもの最善の利益が保障されるよう、子どもにより良い生活環境を確保していくことは私たちの責務です。仙台市が公立保育所を民営化するのではなく、今まで築き上げてきた仙台市の保育水準を維持しさらに充実させていくことを強く求めるものです。」と訴えています。

両保育所の保護者は、二〇〇八年一月一日に、両保育所廃止処分を差止めを求めて仙台地裁に提訴しました。第一回口頭弁論は、二月二日（木）午後一時三〇分から仙台地裁で開かれます。今後、訴訟、市民運動及び議会を通じて、この問題を訴えていきます。

殖産銀行従業員組合事件

組合潰しに対して勝利和解

弁護士 吉田 大輔

本件は、二〇〇七年五月のきらや

か銀行誕生（殖産銀行と山形しあわせ銀行の合併）をきっかけに発生しました。殖産銀行及び山形しあわせ銀行は、合併を契機に、賃金体系の一本化と大幅リストラを狙いとする「新人事制度」を提案し、「従業員

の継続雇用のため」として殖産銀行従業員組合（以下、「殖産従組」とします。）に対し、「新人事制度」に合意するよう迫りました。「新人事制度」の前身は、旧殖産銀行従業員について言えば、四人のうち三人の割合で給料が下がり、さらに五人のうち二人は五万円以上も下がるといふもので、その上、二年間はボーナスを一切支給しないというものでした。殖産従組は、経営環境の厳しさ

には理解を示しつつ、組合員・従業員の生活を守るため、銀行と粘り強く交渉し、「新人事制度」の中止について譲歩を求めました。

これに対し、銀行は、交渉により解決を図るのではなく、銀行の言いなりになる新組合を作り、新人事制度がまともなれば合併がつぶれる、新組合に加入しなければ酷い人事処遇を受けるなどとして新組合に多数の従業員を所属させ、「新人事制度」強行に反対する殖産従組の「組合つぶし」を行いました。

殖産従組は、銀行に対し「組合つぶし」の不当労働行為を中止するよう何度も求めましたが、銀行は止めなかつたため、二〇〇七年五月一日、山形県労働委員会に対し、不当労働行為救済申立を行いました。

組合つぶしに 銀行が関与した ことが明らかに

二〇〇七年七月から一月まで四回の委員調査と、一二月から〇八年五月まで六回の審問が開催されました。委員調査は当初非公開でしたが、弁護団の強い要望で二回目以降は公開されました。

審問では、組合員らの証言により、ホテルの会議室で新組合設立と殖産従組つぶしの実践会議と思われる会議が開かれ、銀行がそのホテルの会議室を予約し、料金も支払っていたこと、「組合つぶし」計画書が実在し、銀行の役員が出席する会議で配布され、計画書のとおりに行われていたこと等が明らかにになり、銀行が新組合設立と殖産従組つぶしに当たり主導的役割を果たしていた事実が、白日の下にさらされることとなりました。

勝利和解の成立

二〇〇八年九月、銀行が殖産従組の組合員に対して脱退及び新組合への加入を勧誘するなどの不当労働行為を行ったことを認め、殖産従組に

対して謝罪すること、銀行が殖産従組に対して解決金を支払うことなどを条件にした勝利和解が成立しました。

勝利和解の 意義とその後

殖産従組及び弁護士団は、昨今、企業の社会的責任やコンプライアンスが強く求められる一方、企業の「横暴」によって様々な問題が引き起こされている中で勝利することができたのは、社会的にも大きな意味を持つと考えています。

ただ、銀行は、和解成立後、和解協定書に違反する行為を行っており、予断を許さない状況が続いています。

最後になりますが、ご支援をいただいた皆様からお礼を申し上げますとともに、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い致します。



◇はじめに

5年前に制定された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく市民(裁判員)参加の刑事裁判が、5月21日以降の重大事件の起訴案件をめぐって開始されます。

身近な人に最高裁判所から裁判員候補者名簿(選挙人名簿から無作為抽出で作成)に登録されたとして、連絡を受けた方もおられると思いますので、これまでよりも刑事裁判を身近な問題と感じておられることと思います。

この法律が制定された年の広瀬川第232号(2004年8月発行)でも概要についてはご説明させていただきましたが、その後の準備期間の中で問題となってきたことなどについて、改めてここでお伝えしておきたいと思います。



◇市民(裁判員)参加の目的はなんですか?

この法律の目的には「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するため」に市民(裁判員)が裁判に関与するとされています。

最高裁判所の説明では、刑事裁判を「国民に身近で分かりやすいものにする」とことと「国民の司法に対する信頼を向上させること」がこの制度の目的だとしています。

国民の司法参加を求める要請に反対してきた最高裁判所そして法務省は、法律が制定された後では、

この「分かりやすいものにする」ことを基本に広報に力を入れてきました。

しかし、私たち弁護士、弁護士会は「分かりやすい刑事裁判」ではなく、「被告人の権利保障が十分な刑事裁判」の実現のために国民の司法参加を求め、陪審制度の実現を目指して取り組んできたものでした。ですから、この制度の中でも「人権保障が確保される」裁判員裁判の実現を求めているのです。

◇裁判官だけの刑事裁判で何が問題だったのですか?

これまでの刑事裁判は、警察が密室の取調室で、疑われた人や証人となる人を取り調べて供述調書を作り、検察官がそれを整理した形で供述調書にまとめ、裁判所にそれを提出し、裁判所はそれを追認した形で有罪判決を下すという形になり、99.9%以上が有罪となってきました。法廷における証人の供述や被告人の弁解も、捜査官の密室での取調べの結果の方が信用できるということで無視されてきました。刑事訴訟法学者の平野東大名誉教授も「わが国の刑事司法は絶望的だ」という厳しい評価を下していました。

私たちが取組んだ冤罪死刑事件「松山事件」でも、別件逮捕で勾留された斉藤さんが、一度自白し、その後これを撤回し無実を訴え続けましたが、その訴えは却けられ、弁明を裏付ける証拠も隠され、裁判には提出されませんでした。その誤判原因を一審(3人)、二審(3人)、最高裁(5人)の裁判官は見抜けなかったのです。第一次再審を裁判した11人の裁判官、さらに第二次再審の一審の裁判官3人も同様でした。その後、二審の裁判官がようやく私たちの主張する被告人の弁明が正しいのではないかと気付いてくれて、再審が開始されて、その後、無罪判決となり、「死刑台からの生還」を果

たすことができたのです。

このような最高裁判所も関与した誤った死刑判決が4件、冤罪として雪冤を晴らしたことは、皆さんも報道でご承知のことと思います。

憲法では、公開の法廷で証人の取調を求める権利が保証されています。密室の取調室で作られた供述調書が証拠とされることは基本的に否定されなければならないのです。にも拘わらず、裁判官は、警察・検察という権力が提出する供述調書などを重視し、被告人の弁明や、法廷の証人の証言を軽視し続けてきているのです。

これは、権力側(訴追側)に偏った裁判官の姿であり、「公平な裁判所」ではないと言わなければならないと思います。

日弁連は各国の司法状況も調査した上で、憲法上の「公平な裁判所」を実現し、「公開の法廷の審理」を確保充実させるためには、市民が事実の認定の役割を担う陪審制度の実現が必要ということで、刑事司法の改革に取り組んで来たのでした。

それが、最高裁判所などの反対もあって、陪審制度の実現はできませんでしたが、今度の裁判員制度の実現になったのです。

いよいよ市民参加の刑事裁判が始まります
期待すること・心配されること

弁護士
青木 正芳

◇裁判員裁判で、被告人の憲法上の権利は保障されるのですか?

今次の司法改革の中で、被疑者となった人に国選弁護人が付されることが実現しました。これまでは、弁護士会が当番弁護士制度を作り、逮捕された人に24時間以内に面接して自分を守る権利について説明し、説明しあうことを続けてきました(無償)が、今度は国選弁護人を付してもらうことができるようになったのです。

その上で、逮捕・勾留された人が虚偽の自白を警察で強要されないように弁護人が適切に接見活動を行うだけでなく、取調状況を録音・ビデオで再現できるように可視化するという対策が必要です。

これについては、警察も検察も一部可視化するというようになってきておりますが、一部の可視化は弊害があることがすでに証明されておりますので、これで可視化を了とするわけにはいきません。

松山事件でも、自白調書を読ませた録音が作られ、裁判の審理に供されました。しかし、自白を撤回したり、自分は無実だと主張した取調の状況は調書も作られず録音もされませんでした。

先般、事務所でお願いした全面可視化の要請署名は事務所だけで1480筆になっており、全国での集計では100万筆を超えています。

この多くの市民の声により、全面可視化を実現することができれば、捜査段階で作成された供述調書を証拠とする審理ではなく、公開の法廷での直接証言を聞く審理が裁判の審理となり、憲法37条の保障が実現します。

被告人の公開の法廷での証人尋問権が確保されることとなります。

そして、何よりも大切なのは、公開の法廷での審理を担

当する裁判所を構成する裁判官と裁判員が偏った考え方でなく、検察側証人、弁護側証人、そして被告人の言い分に耳を傾け判断し、合理的疑問が解消されない限りは、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則に従って評議し判断するとなれば、そこにはじめて憲法37条の保障する「公平な裁判所」の判断が確保・保障されることになるのです。この判断者のこれまでの偏った姿を中立・公平なものにするために、市民の裁判員の存在が大切になるのです。

すなわち、裁判員は、裁判所を中立・公正なものにするという重大な役割を担って参加するのです。そして、そのような立場で判断することにより、公開の法廷の審理充実が計られ、密室で作成される供述調書中心の裁判が排除されて行くことになるのです。

このような公開の法廷中心の裁判は、どのようなものでも3~4日で終わるというものではありません。人の一生にかかわる裁判であり、慎重の上にも慎重に、そして充実した審理によって、刑事裁判は活性化するのであり、正義の実現にいたるものです。

従って、裁判員の任務は重大なものがあり、且つ、社会的にも大切な名誉もある役割だと思います。

私がデンマークの高等裁判所で傍聴した陪審裁判では、任務を終えて、陪審員が退廷する時、裁判長以下、検察官、弁護士傍聴人全員が起立する中で、裁判長から「市民に信頼される司法の実現のために重大な責任を果たされた陪審員の方々に、心からお礼を申し上げます」との趣旨の挨拶がなされ、胸を張って退廷する陪審員の姿は、とても印象深いものでした。

◇憲法上の公平な裁判所の実現のために残された課題はないのですか?

裁判員制度のために準備された手続の中でも、弁護人の立場から見て解決しなければならない問題はたくさんあります。

一つは捜査当局の収集した証拠の開示の問題です。

従来に比して、開示を求めることのできる範囲は拡がりましたが、それでも隠されたりすると誤判にいたる危険は残されています。全証拠の開示制度の実現に向けての取り組みが残されています。

二つは、検証や鑑定の問題です。

「百聞は一見に如かず」という諺がありますが、いかに映像化がうまくいっても現場の確認の検証は、真実発見のためには欠かせない手段です。ですから、これまでの裁判の中でも、証拠調べの方法として大切にされてきました。

また、種々の鑑定の問題があります。現在、警察の中に科学捜査研究所のような組織が作られ、そこで、捜査段階の鑑定の全てが行われています。そして、鑑定資料が消費されて、再度、鑑定を行うことができない事態にもなっていることが多いのです。

現在の裁判官は、この鑑定の信用性について疑いを持つなら弁護人がそれを証明しなさいと言いつちます。

私人の弁護人のこの場合の活動を支えてくれる組織は皆無に等しいものです。

三つには、量刑の問題があります。

裁判員の方は、刑罰についても意見を述べるようになっております。この点は、裁判所で資料を準備することですが、これらを公開の法廷で弁護人、検察官も相互に意見を述べる形にしなければ「公平な裁判」「充実した裁判」にはなり得ないと思います。

その他にも、裁判員と裁判官の評議の仕方の問題も含め、はじめての制度ですから数多くの問題があります。

これらを解決しながら、一歩一歩憲法の保障している被告人の刑事裁判に関する諸権利を実現して行くことが弁護士、弁護士会の大切な責務と解して、私たちは取り組んでおります。

法律も3年後の見直しを予定しておりますが、日々、より良いものにする努力を欠くことはできないものです。

今、政党の中でも、実施延期を主張する流れもありますが、現行の弊害のある司法状況を放置することはできませんので、被告人の人権を守るという一点で最大の努力をしながら、より良い裁判員制度の実現のために努力しなければならぬものと決意しているところです。

裁判員に選ばれた人が身近におられましたら、その責任の大きさを知っていただき、それを充分に果たされるよう激励していただきたいと存じます。

レッドパーズ人権救済申立

弁護士 小 関 眞

レッドパーズとは、第二次世界大戦後の占領下の日本において、連合軍最高司令官総司令部のマッカーサー総司令官の指令により共産党員とその同調者が公職追放された動きに関連して、公務員や民間企業において、日本共産党員とその支持者とみなされた人たちがその思想信条を理由に退職を強要されたり、解雇された動きをいいます。日本全国で一万を超える人々が合理的理由もなく失職したのです。一九五〇（昭和二五）年頃のことです。これらの人たちは、単に職業を失っただけでなく、社会からの言われなき差別なども受けてきたのです。

が、日本政府と企業に対し、レッドパーズの被害者の名誉を回復するよう求める勧告を行いました。

宮城県内でもレッドパーズにより理由なく職場を追われた六名が、我が事務所を弁護士を代理人として人権救済申立をしました。申立人は、一九四九年当時、東北地方の企

業や公務員として働いていました。同年一月三十一日から翌一九五〇年一月十九日にかけて勤務先を解雇されたのです。このような解雇は、日本国憲法で保障された人権を侵害する行為であることは明らかです。日本政府に対しレッドパーズの非を認めて解雇無効を宣言し、申立人の名誉を回復するとともに、解雇期間を年金加入期間に算入した上で、一般労働者の平均厚生年金を保証すること。アメリカ政府に対し、レッドパーズに関するマッカーサーの声明、命令、書簡の全ての無効を宣言し、今後このような反民主的、反人権的な政策行為を行わないことを宣言し、謝罪し、名誉を回復すること。企業に対して解雇を取り消し、名誉を回復することを求めたものです。

五〇年以上前のことですので、申立人が実際にその企業に勤務していたこと自体を証明することも困難な状況ですが、申立人が高齢となっていることから早急な解決を計りたいと考えております。

取調べの可視化(全過程録画・録音)の実現を求める署名への ご協力の御礼と引き続きのお願い

弁護士 原 田 憲

警察・検察での取調べは、完全な密室で行われており、そのため、これまでも違法・不当な取調べが後を絶たず、虚偽の自白が強要され、多くの冤罪が生み出されてきました。

最近の例だけでも、刑期を終えた後に真犯人が判明して再審無罪となった水見事件(富山県)、公職選挙法違反で訴追された二人全員が無罪となった志布志事件(鹿児島県)など、密室での脅迫・利益誘導等、違法・不当な取調べにより虚偽の自白を強いられたという事件は少なくありません。

このような違法・不当な取調べと、虚偽の自白による冤罪を防ぐためには、取調べの可視化(取調べ全過程の録画・録音)

が必要不可欠です。

この点、最高検察庁は、従前一部で行われていた、取調べにおける一部録画・録音を拡大し、裁判員裁判対象事件に関し、より本格的に試行することを発表しております。しかしながら、自白場面のみを恣意的に一部録画・録音は、自白の証拠能力・証拠価値を誤らせ、むしろ、誤判・冤罪を生む危険があることは、松山事件などの例をみれば明らかです。「一部録画・録音は、およそ取調べの可視化の名に値しないものです。」

日本弁護士連合会は、取調べの全過程録画・録音の実現を目指して、今年三月まで期間を延長し全国で署名活動を展開しております。皆様のご協力により当事務所だけで、これまでに一四八〇筆の署名が集まりました(仙台弁護士会の集計の中で皆様から集約いただいた割合は非常に高くなっております)。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

全過程録画の実現に向けて、なお一層、世論の集約を図る必要がありま。皆様方におかれましては、誠に恐縮ですが、さらに署名の集約にご協力いただければ幸いです。多くの皆様のご協力をお願いいたします。

塩釜交通労働組合

ビラ配布名誉毀損訴訟 控訴審も勝利!

弁護士 野 呂 圭

宮城県塩釜市内のタクシー会社と同社役員が労働組合配布のビラにより名誉を毀損されたとして謝罪広告等を求めた訴訟の控訴審判決が、二〇〇八年一月二七日に仙台高裁第二民事部であり、一審に引き続き会社側の請求を退ける組合勝利の判決を勝ち取りました。仙台高裁は、「本件ビラ等の配布は、労働組合活動の一環として行われたものであり、その記載内容も真実であると信じるに十分なる理由があり、本件ビラ等の配布の態様やそれによる影響についても併せ考えると、本件ビラ等の配布については、正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内のものである」と判断しています。

労働組合活動に対して使用者が損害賠償請求をすることは、本件のようにその請求が否定されるとしても、労働組合にとっては今後の組合活動を行う際に躊躇ないしは消極的になってしまふ効果(萎縮効果)をもたらす危険性があります。これでは健全な民主主義社会は成り立ちません。使用者の不当な攻撃に屈することなく労働者の権利を守るための活動を継続していくことの重要性を再認識する次第です。

全国トンネルじん肺根絶訴訟 第三陣提訴について

弁護士 阿 部 潔

二〇〇八年一月二七日、仙台地裁に全国トンネルじん肺根絶訴訟第三陣提訴を行いました。

トンネルじん肺に関する全国統一の訴訟提起は、一九九七年が最初です。当初はゼネコンなど加害企業の責任を問う訴訟でした。和解により企業から謝罪と損害賠償は得られたものの、なお毎年新たなじん肺患者が生まれる状況が続きました。

そこで原告団・弁護団は、じん肺根絶のために政策の転換が必要と考え、二〇〇三年に、国をも被告とした「トンネルじん肺根絶訴訟」を提起し、全国の五つの裁判所で勝訴しました。仙台地裁でも、広瀬川二三七号(二〇〇七年四月発行)でお伝えしたように、二〇〇六年一〇月に国相手に勝訴しています。これを受けて、二〇〇七年六月、原告団と国は、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結しました。国の政策を転換させる、画期的な成果でした。

第三陣訴訟は、企業の責任を追及するとともに、裁判外で元坑夫の人たちを救済する仕組み(ADRとじん肺基金)の創設を視野に入れて提訴したものです。訴訟はじん肺に罹患した元坑夫の人たちにとっては負担であり、より早期に解決する手段の実現が求められます。弁護団は、かかる課題の実現を視野に入れつつ、元坑夫の人たちの救済を目指し努力していく所存です。

陸上自衛隊情報保全隊 監視差止・国賠訴訟

弁護士 野 呂 圭

二〇〇七年六月に日本共産党によって発表された内部文書に記載されている集會に参加した市民及び弁護士が原告となり、プライバシー権や表現の自由等の侵害であるとして、国を被告として陸上自衛隊情報保全隊による監視の差止及び国家賠償を求めた訴訟は、第三陣まで提訴し、現在原告数は五五名となっております。

これまで六回の口頭弁論が開かれていますが、被告国は内部文書が情報保全隊により作成されたものであるか否かについて認否をせず、監視実態についても認否を避けています。また、法廷には制服組も出席しています。弁護団は、本訴訟を通じて、監視活動の差止・被害回復はもとより、この間のビラ配布監視、隊員いじめやセクハラ、田母神論文問題等に顕れている自衛隊の反憲法的・反人権的体質を追及していきたいと考えています。

次回期日は、二月二三日(月)午後四時一五分から仙台地裁で開かれますので、多数の方の傍聴をお願いいたします。

